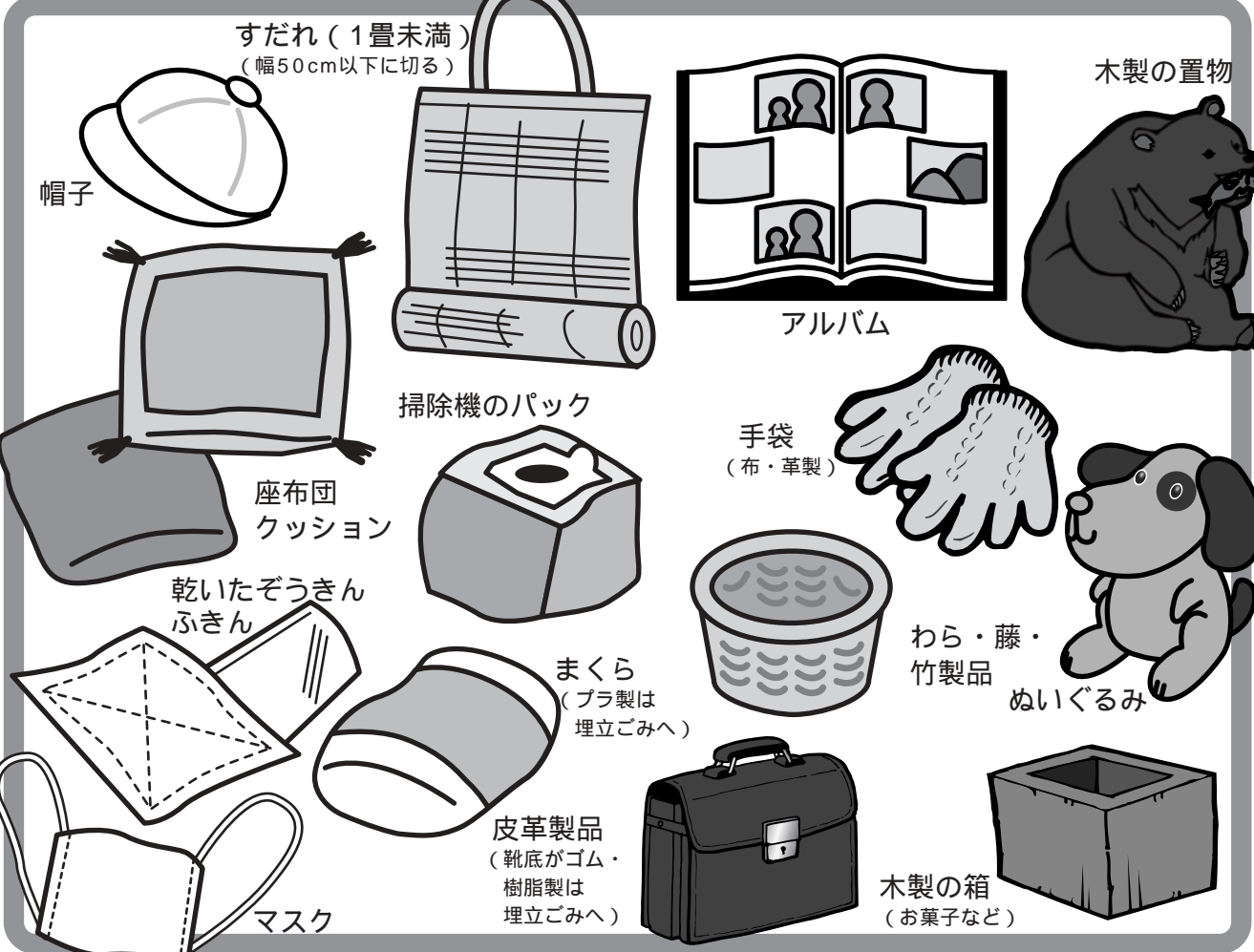




次の例示は、平成16年4月から焼却処理を始めたことに伴い「埋立ごみ」から「一般ごみ」に変更したものです。

これ以外にも小物の可燃性のもの（ただし、プラスチック製品・ビニール製品・ゴム製品を除く）は、一般ごみとして出してください。（50cm以上あるものは粗大ごみになる場合があります。）

問合せ 減量推進課（☎内線291・295・299）



6月～8月の間、ごみ集積場所（ステーション）で一般ごみの水切りと分別指導を実施中です。

**8月のペットボトル、埋立ごみ、枝木・草類の収集日のお知らせ**

区分	三崎地区	南下浦地区・初声地区
ペットボトル	3日、17日 （第1・3水曜日）	10日、24日 （第2・4水曜日）
埋立ごみ	11日、25日 （第2・4木曜日）	9日、23日 （第2・4火曜日）
枝木・草類	4日、18日 （第1・3木曜日）	2日、16日、30日 （第1・3・5火曜日）

**愛犬への狂犬病予防注射はお済みですか？  
まだの方は早めの接種をお願いします。**

問合せ 環境総務課（☎内線297）

**三浦市は“ごみの持ち帰り”運動推進のまち**